

基礎案での記載箇所		章項目	5. 4	ページ	p.48	行	5行目
事業名	利水事業						
府 県	流域府県	市町村	流域市町村		地先		

●現状の課題

淀川水系の水は、淀川流域以外の地域も含めた約1700万人の暮らしと経済を支えている。

高度経済成長下、水需要を急増させることになり、水資源開発に係る法整備がなされ、平成3年度完成の琵琶湖開発事業をはじめとする水資源開発を実施し、水利用の安定化が図られた。

しかし、近年の少子高齢化社会の到来や人口増の緩和等、社会経済の変化は急激であり、工場の海外移転や資源循環型への転換などにより使用水量が減少している。このような状況の変化に応じて、水利権量と実水需要量に乖離が生じている。安定的な水供給の確保は各利水者に責務であるが、各利水者の安全度にアンバランスが生じている。農業用水に関しても、かんがい面積の減少、機械化等による営農形態の変化、用排水分離等による水利用の実態が変化している。

さらに、地球規模の気候変動による降雨量の増大は今後渇水の危険性を高める恐れがある。

●河川整備の方針

琵琶湖の水位低下を抑制して河川の豊かな流れを回復することを目的とし、水需要抑制を図るべく、利水者、自治体等関係機関、住民との連携を強化する。

また、水利権の見直しと用途間転用や既存水資源開発施設の再編と運用の見直しを具体的に進めていくために不可欠な作業である現場における水需要及び水需要予測を利水者から聴取し、精査確認を早急実施する。

更に、近年の小雨化傾向に伴う利水安全度の低下を踏まえ、渇水時の被害を最小限に抑える対策として、平常時の情報交換などによる取水調整の円滑化を含めた施策を講ずる。

●具体的な整備内容

1) 利水者の水需要の精査確認

利水者の水需要を精査確認し、適切な水利権許可を行うとともに、その結果を公表し、具体的な水需要抑制施策に資する。

2) 水利権の見直しと用途間転用

水需要の再差確認を踏まえ、水利用の合理化に向けた取組を行う。

3) 既設ダム等の再編・効率的運用による渇水対策の検討及び実施

取水実態をよりの確に把握した上で、ダムによる効率的な補給について検討、実施する。

4) 従来、渇水時のみ取水制限等の渇水調整を行うための渇水対策会議を開催してきたが、更に平常時から常に水利用実態を把握し効率的な利水運用を図るとともに、水需要抑制策も含め、総合的に検討するための組織への改正を調整する。

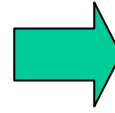
●位置図



1) 利水者の水需要の精査確認

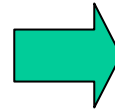
精査・確認の基本的な視点

1. 水利使用の目的が社会全体から見て妥当性及び公共性があること



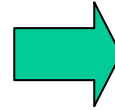
利水事業計画
の確認

2. 申請された水利使用の内容が実際に実行される確実性があること(需要予測において、水需要抑制策が反映されていること)



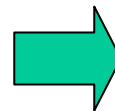
取水実績の確認

3. 取水予定量が河川の流況に照らして安定的に取水できること



水源計画の確認

4. 流水を占有するための工作物の設置又は工事により治水上・公益上の支障を生じないこと



河川管理上
の審査

1) 利水者の水需要の精査確認

● 水利権審査の具体的内容

審査項目(上水道)	審査方法
・給水人口	・推定計算手法の採用理由が妥当か確認 ・違算がないか確認 ・開発行為内容と人口増が合っているか確認
・有収水量(生活用水、業務・営業用水、工場用水、その他用水)	・推定計算手法の採用理由が妥当か確認 ・違算がないか確認 ・原単位は他都市と比べ妥当か確認 ・開発行為内容と必要水量増が合っているか確認
・有収率	・採用している数値その根拠が妥当か確認
・負荷率	・採用している数値その根拠が妥当か確認
・浄水ロス率	・実績値を使用している場合その根拠が妥当か確認 ・将来の改善に向け努力しているか確認

審査項目(工業用水)	審査方法
・受水企業と年度別契約水量(供給事業)	・受水企業との契約書内容と水量が合っているか確認
・計画目標年次における工業出荷額と用水原単位(私工水)	・推定計算手法の採用理由が妥当か確認・違算がないか確認 ・新規開発計画内容と必要水量増が合っているか確認・原単位は妥当か確認
・回収率(私工水)	・通常の技術水準からみて妥当な値を採用しているか確認・将来の向上のため努力しているか確認
・送水ロス率	・実績値を使用している場合その根拠が妥当か確認・将来の改善に向け努力しているか確認

審査項目(農業用水)	審査方法
・受益面積及び土地利用	・計画受益面積については事業計画と整合がとれているか確認
・水田かんがい減水深	・蒸発量、浸透量、調査方法など根拠資料は妥当か確認・ほ場整備事業等による計画減水深が妥当か確認
・畑地かんがい消費水量	・採用している数値その根拠が妥当か確認
・有効雨量	・採用資料が妥当か確認・違算がないか確認
・かんがい効率	・採用している数値その根拠が妥当か確認
・水路維持用水	・採用している数値その根拠が妥当か確認・事業計画と整合が取れているか確認

※水需要抑制策が反映されていることを確認する

1) 利水者の水需要の精査確認

整備効果

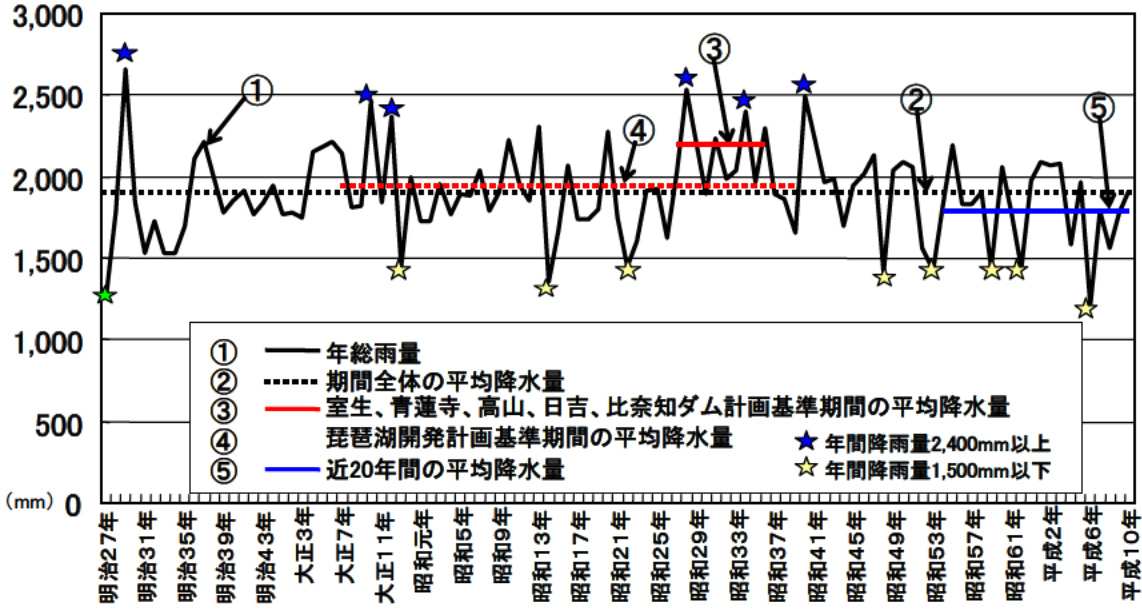
- ・水利権を公表する事から、透明性が確保されます。
- ・精査確認を行うことにより別シートに示す「水利権の見直しと用途間転用」と相まって、ダムを適正な利水容量とすることが可能となります。このことにより、利水の再配分計画が適切に行うことができ、既存水源の有効利用と河川環境の維持、保全に寄与されます。

提案理由(代替案含む)

- ・水利権を公表する事により透明性を確保します。
- ・河川環境の悪化の原因の一つとして、流量の平滑化による攪乱の減少が指摘されていることから、水利権の精査確認を行い、河川環境の維持、保全に寄与出来る流量確保の可能性を検討する必要があります。
- ・精査確認を行うことにより別シートに示す「水利権の見直しと用途間転用」と相まって、ダムを適正な利水容量とすることが可能となります。このことにより、利水の再配分計画が適切に行うことができ、既存水源の有効利用と河川環境の維持、保全に寄与されます。

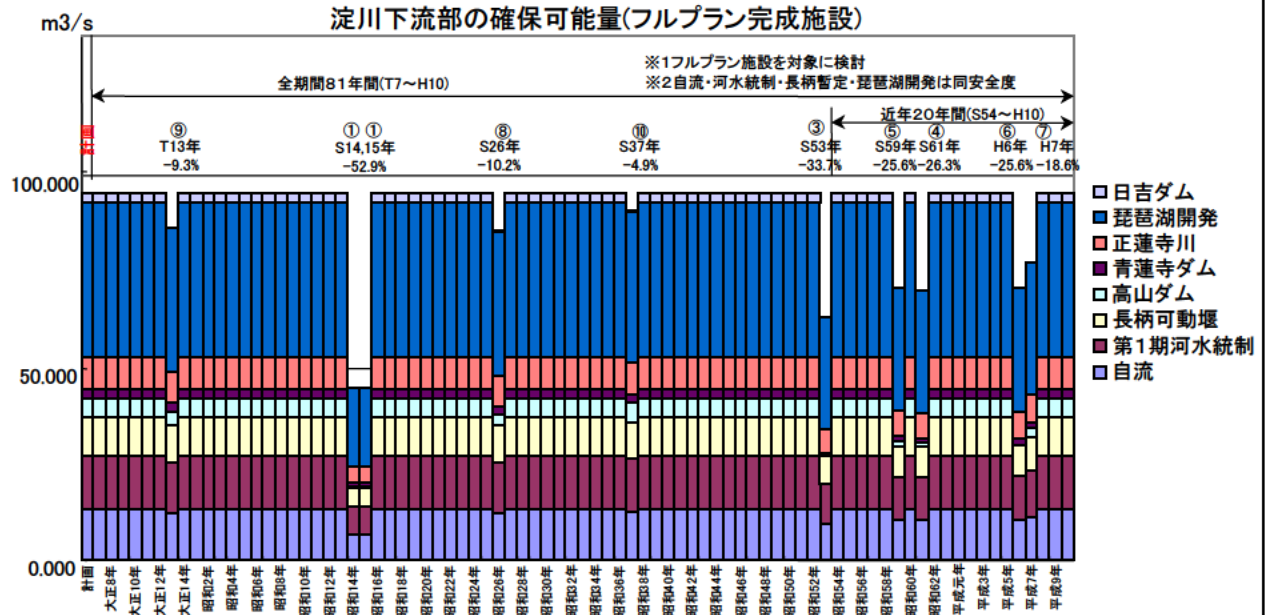
2) 水利権の見直しと用途間転用

● 淀川の水資源施設計画時点と近年の降雨状況の変化



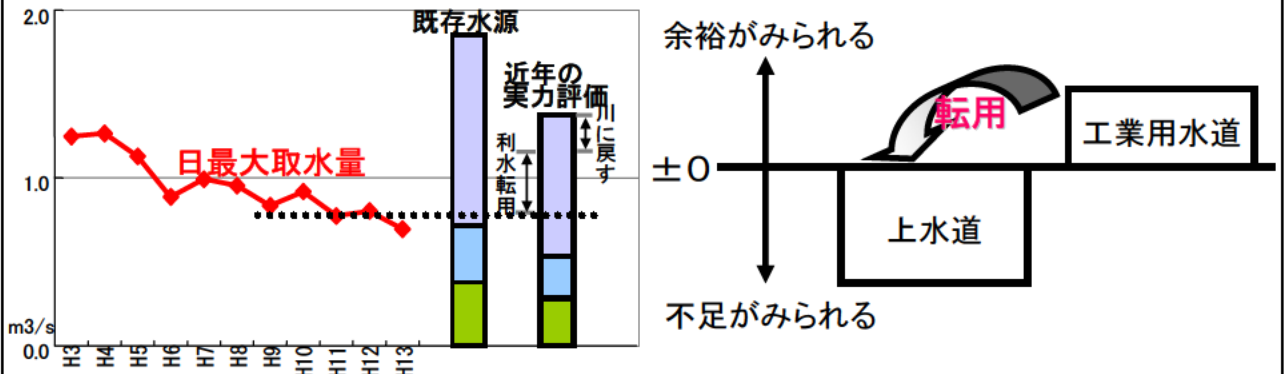
※集中豪雨が発生する一方で全体として小雨化傾向となっている。

● 利水安全度の評価



最近、全量補給出来ない頻度が増加している
最近20年2位は昭和59年で-25.6%(74.4%)の実力

● 用途間転用の基本的な考え方



2) 水利権の見直しと用途間転用

慣行水利権の水利用実態把握

実態把握のための調査項目

取水者、取水位置	既知
受益面積	一部既知
取水口構造・取水方法	× 調査必要
取水の状況(期間別の変動)	
利用の実態(かんがい期・非かんがい期) (環境用水・防火用水・希釈用水・水路維持用水等)	
× 取水管理方法(取水量の調節・制御方法)	
× 受益地の範囲・水路系統	
× 河川への還元水量の実態(位置・水量等)	

整備効果

- ・用途間転用を行うことは、既存の水源施設の有効利用になり、河川への還元が発生した場合には、河川環境の維持、保全に寄与される。
- ・用途間転用を行うことは、新規ダム(利水)の建設抑制の可能性がある。
- ・各利水者が利水安全度を評価した利水容量を利水者の判断で確保されれば、近年の少雨の頻発等降雨特性の変化により渇水が頻発しているにも関わらず、安定的な供給が可能となる。
- ・農業用水の慣行水利権について、利水者の協力により実態把握を進めることにより実態がわかれば、ダム等の効率的な運用に繋げることが可能となる。

提案理由(代替案含む)

- ・安定的な水供給の確保は各利水者の責務であるが、各利水者の安全度にアンバランスが生じていることから、現状(近20年間の降雨で評価)の利水安全度の評価を行い各利水者に提示する。
- ・上記については、近年の少雨化傾向により渇水が頻発しており、室生ダム、日吉ダム、一庫ダムでは頻繁に渇水調整を実施せざるを得ない状況となっていること。また、琵琶湖においても平成5年以降の10年間で、-90cm以下となる水位低下が3回発生していること。さらに、地球規模の気候変動による降雨量の変動の増大は、今後渇水の危険性を高める恐れがあることなどから提案するものである。
- ・農業用水の慣行水利権においては、かんがい面積の減少、機械化等の高度化による営農形態の変化、用排水の分離等による水利用の実態が変化していることが想定されるので実態把握を行う。

3) 既存水資源開発施設の再編と運用の見直し

① 渇水時の貯水池状況 日吉ダムの例



平成12年9月6日 貯水率5.8%

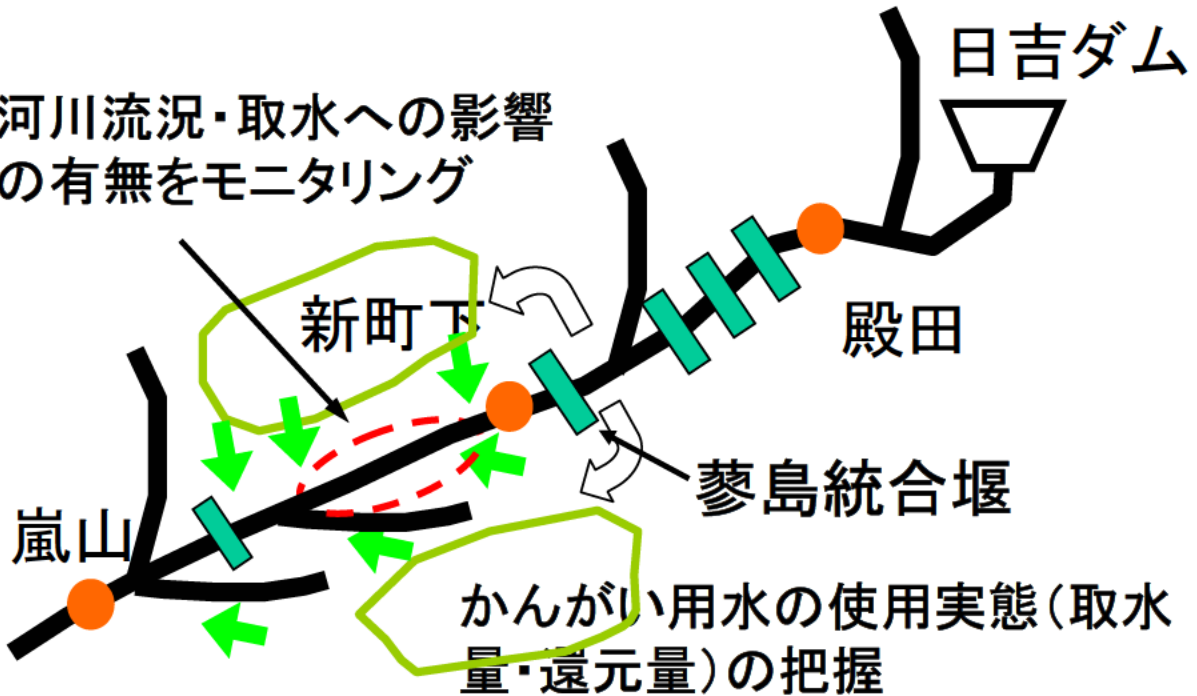


下流(保津峡)の状況(H12.9.6)

② 検討施策案

日吉ダムでの効率的な運用の実施
 (実態に基づく新町下地点の確保流量見直し)

河川流況・取水への影響
 の有無をモニタリング



3) 既存水資源開発施設の再編と運用の見直し

● 整備効果

・事業効果

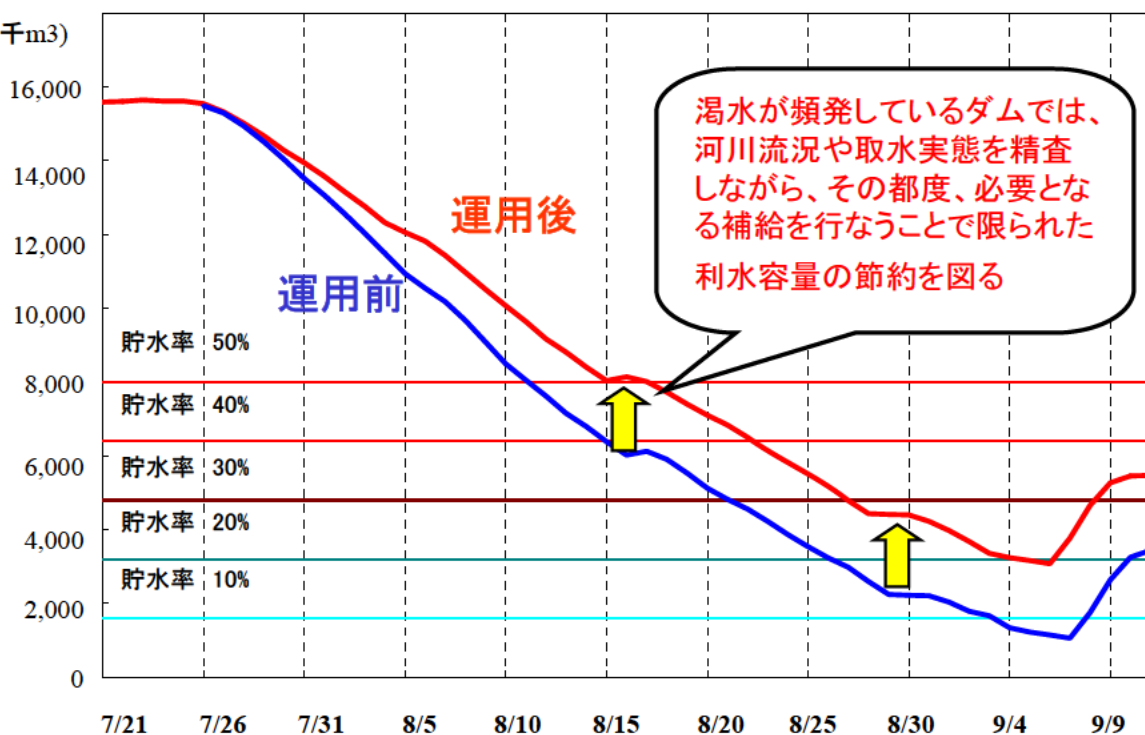
渇水が頻発しているダムにおいては、下流の取水実態を的確に把握し、その都度、必要となる補給を実施することにより、限られた利水容量を最大限に活用することが可能となる。

日吉ダムの事例

日吉ダムは、平成14年において、効率的な補給を行う運用を実施したことにより、運用を行う前と比較して貯水量の低下が緩和された。

貯水量

(千m³)



3) 既存水資源開発施設の再編と運用の見直し

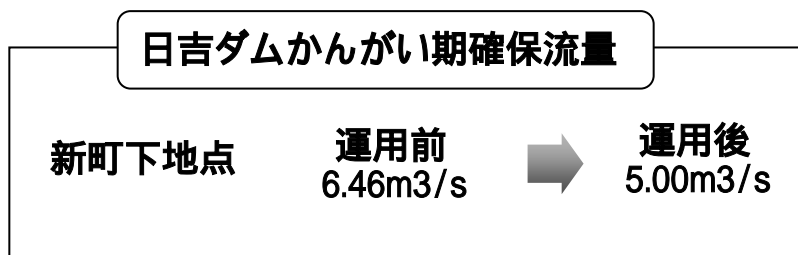
提案理由(代替案含む)

1. 現状と提案理由

一例として日吉ダムでの現状

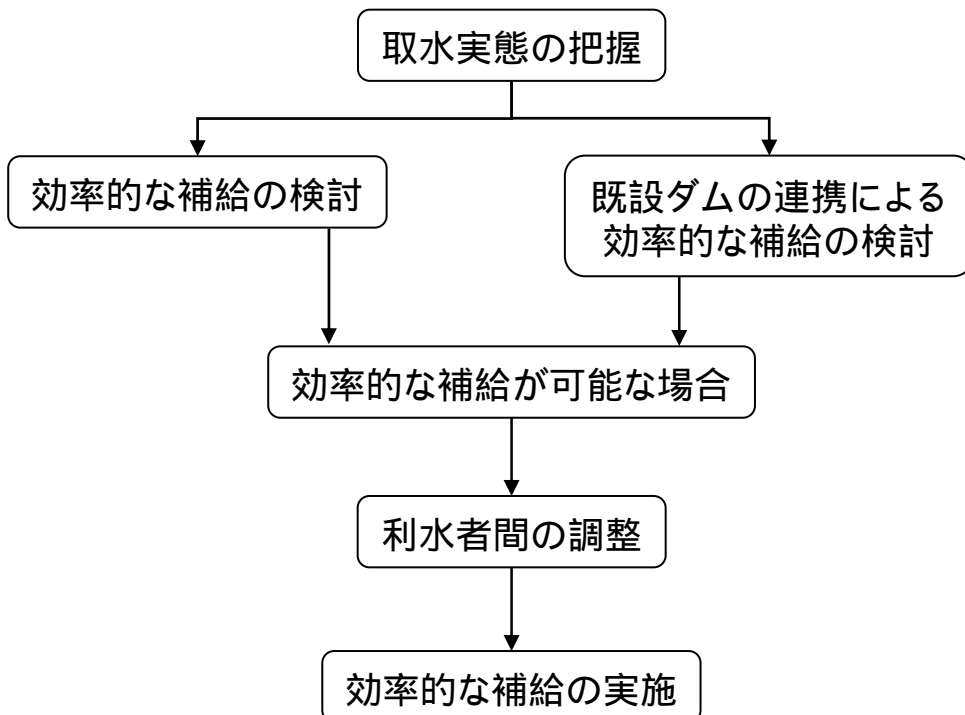
日吉ダムにおいては、平成10年のダム完成後、平成12年、13年、14年と立て続けに渇水が発生している。

そこで日吉ダムでは、渇水調整会議の場において、平成12年の渇水の実績を踏まえ、各利水者間の合意の上で、下記のような運用を平成13年5月より実施している。



今後も渇水の軽減のために取水実態をよりの確に把握した上での補給を実施することが望まれている。

2. 具体的整備方法

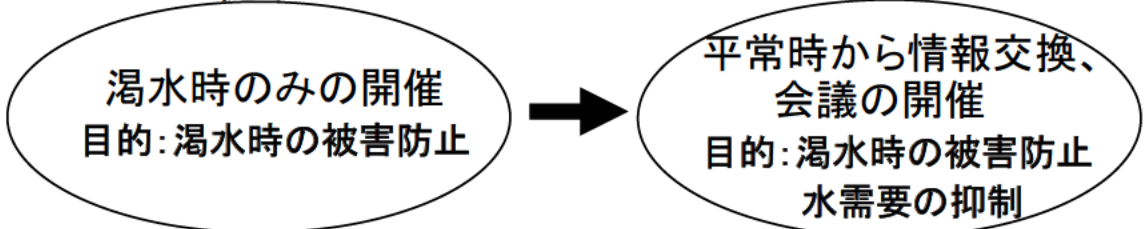


4) 渇水対策会議の改正を調整

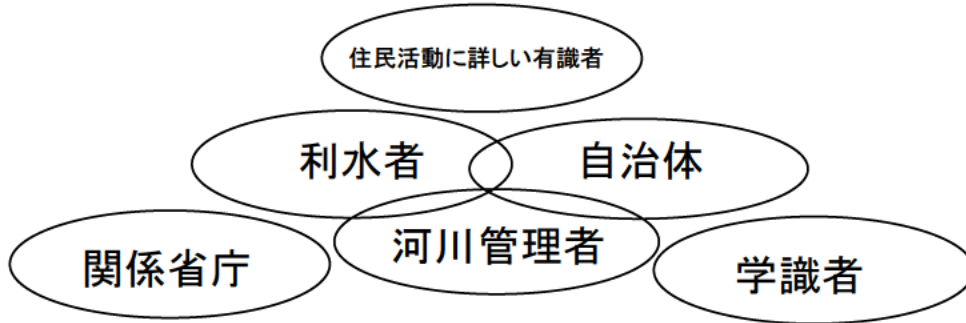
● 機構図

従来

改正



メンバー(連携により具体的行動を提起できる組織)



下記の項目を総合的に検討

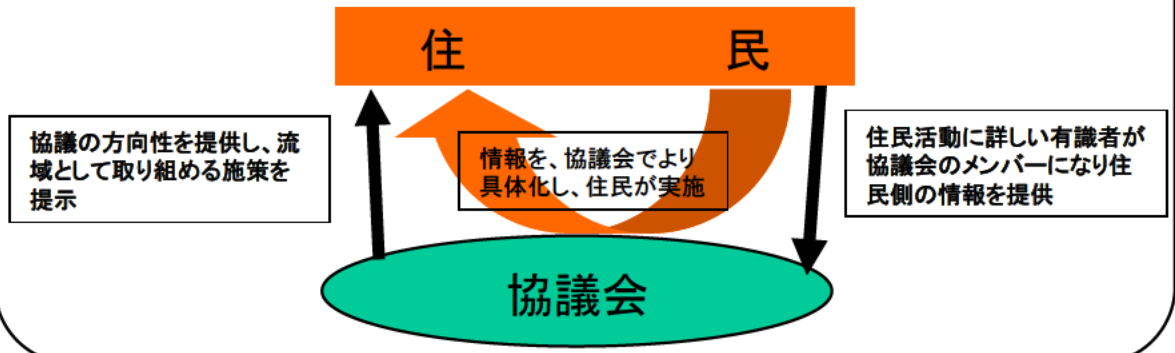
- 渇水時の円滑な調整: 渇水調整方法
- 平常時の情報交換: 水利用実態の把握
- 水需要抑制策: 節水の促進、再利用等の推進、住民参加を促すための取組

※水の利用抑制が進むインセンティブが働くような方向で議論し、最終的にはルール作りを目指す。

節水行動の
提案方法

特に住民の節水行動が水需要を抑制

水需要の抑制: 住民一人一人の実践が不可欠



4) 渇水対策会議の改正を調整

協議会の参加メンバー(最終イメージ)

従来

関係利水者:(水道用水、工業用水)
 関係府県:(企画部局、土木部局、農林部局)
 関係行政機関:(農林水産省、経済産業省)
 近畿地方整備局

新
協議会

関係利水者:(水道用水、工業用水、**農業用水、発電**)
 関係自治体:(企画部局、土木部局、農林部局、**水道部局、
 工水部局**)
 関係省庁:(**厚生労働省**、農林水産省、経済産業省)
 近畿地方整備局
学識者、有識者

協議会で議論する内容

1. **渇水時の調整**(利水者:時期、方法河川管理者:調整案の提示等の助言)
2. **情報交換**(河川管理者:河川流況、降水量 利水者:取水量等)
3. **意見交換**(地域の特性を反映した水利用、水資源の有効活用について等)
4. **水需要の抑制**

節水(取水の減量)の目標、とその実行度合い

再利用の実行とその実行度合い

節水、再利用のための施策

住民が節水行動を行うための施策を検討

住民への啓発活動の検討

水の利用抑制が進むインセンティブが働くようなルール作りの検討

5. **議論内容の情報公開**(淀川水系流域委員会など)

4) 湯水対策会議の改正を調整

協議会と住民の関係

- ・水需要抑制のためには、住民一人一人の行動、意識の向上が大切になる。
- ・そのため、協議会では「住民一人一人の行動、意識の向上」がおこなわれる施策を検討し、住民に提案することとなる。
- ・協議会での検討においては、住民からの行動に関する情報提供が不可欠であるため、住民活動に詳しい有識者に参加してもらう。
- ・協議会は水需要の抑制が進んでいるかチェックし、対策が計画通りに進まない場合は住民から意見を聞き 必要に応じ施策の修正を行う。
- ・対策が計画通りに進んでいるかチェックできるような体制づくりを進める。

設置に向けた調整スケジュール

- ・担当者レベルの準備会を設置し平成18年度中には、新しい協議会の移行を目指す
- ・湯水時に行っている湯水対策会議を常設化(2回/年以上)するべく調整を開始

整備効果

- ・再利用や雨水利用を含めた具体的な水需要抑制対策が提案され、利水者、自治体等関係機関、住民と連携し、実践することにより河川からの取水量が抑制される。その結果、河川に残された水量により河川環境の維持、保全に寄与される可能性がある。
- ・近年の少雨化傾向に伴う利水安全度の低下に対して、湯水時の被害を最小限に抑える対策が提案され、取水調整が円滑に進められる。

提案理由(代替案含む)

- ・再利用や雨水利用を含めた具体的方策により、水需要の抑制が図られるよう、利水者、自治体等関係機関、住民と連携する必要がある。
- ・近年の少雨化傾向に伴う利水安全度の低下を踏まえ、湯水時の被害を最小限に抑える対策として、平常時の情報交換などによる取水調整の円滑化を含め種々の施策を講ずる必要があるため。
- ・湯水調整において、現状では実績取水量に応じた取水制限を実施しているが、各利水者間の安定供給確保への努力や日頃からの節水に対する努力に応じた取水制限の考え方を検討し、利水者の意向を確認しつつ湯水調整方法の見直しの提案を行う。

利水者の水需要の精査確認

●具体的な整備内容

利水者の水需要(水利用実績、需要予測(水需要抑制策を含む)、事業認可及び事業の進捗状況、水源状況等)について早急に精査確認し、適切な水利権許可を行うとともに、その結果を公表し具体的な水需要抑制施策に資する。

●事業費

●スケジュール

H15 H17 H19 H21 H23 H25

水需要の精査確認					
水需要の精査確認(水利権審査)					== 実施

●事業の数量・諸元等

●整備効果

- ・水利権を公表する事から、透明性が確保されます。
- ・精査確認を行うことにより別シートに示す「水利権の見直しと用途間転用」と相まって、ダムを適正な利水容量とすることが可能となります。このことにより、利水の再配分計画が適切に行うことができ、既存水源の有効利用と河川環境の維持、保全に寄与されます。

●提案理由(代替案含む)

- ・水利権を公表する事により透明性を確保します。
- ・河川環境の悪化の原因の一つとして、流量の平滑化による攪乱の減少が指摘されていることから、水利権の精査確認を行い、河川環境の維持、保全に寄与出来る流量確保の可能性を検討する必要があります。
- ・精査確認を行うことにより別シートに示す「水利権の見直しと用途間転用」と相まって、ダムを適正な利水容量とすることが可能となります。このことにより、利水の再配分計画が適切に行うことができ、既存水源の有効利用と河川環境の維持、保全に寄与されます。

利水者の水需要の精査確認

委員会等からの意見

【琵琶湖部会】

現在実施されているのは、「利水者から聴取し、その精査確認を早急を実施する」ことである。しかし、「意見書にもあるように、「河川管理者」が自主的に精査確認した結果は全く示されていない。利水者が述べるまでもなく、河川の立場から可能性を確認することも、行わなければならないことである。その点、極めて遺憾であると述べざるを得ない。

【淀川部会】

利水に関する具体的な整備内容として、まず「利水者の水需要の精査確認」を実施することが重要かつ緊急の課題である。大切なことは、「何のための精査確認か」ということである。現状において水需要予測が実績と乖離した過大なものとなっていることを十分認識し、「水供給管理」から「水需要管理」へという新たな利水の理念転換の下で、「利水を目的とする新規の水資源開発は原則として行わない」という考え方にに基づき、「水需要の抑制」という視点から本当に必要な水需要を「精査確認」する必要があるということを正しく認識しなくてはならない。水需要予測の精度の点検、その向上のための方策を講じていくことも重要である。現在精査・確認の対象とされているのは、新設ダム関連の水道事業のみにとどまっており、農業用水のいわゆる慣行水利権についても、水利権量と実際の使用量の乖離の状況ならびに取水実績の精査を行った上で許可水利権への移行を進める必要がある。なお、現在の淀川水系における水利権とその許可期限について、平成15年10月9日に河川管理者から提供された資料によると、平成15年以前に期限が到来したもので申請内容補正中のもの及び協議中のものが17件あり、また、昭和61年から保留というものもある。平成16年3月を期限とする25件も含めて、早急に審査を行ないその結果を公表する必要がある。また、平成17年3月を期限とする16件について今後どのように審査しようとしているのかも明確にすべきである。

・平成15年以前期限の17件：農業用水12件、水道用水4件、発電用水1件

・平成16年3月期限の25件：工業用水5件、農業用水14件、水道用水2件、発電用水4件

・平成17年3月期限の16件：工業用水4件、農業用水3件、水道用水6件、その他3件

なお、今後期限が来るものについては審査を迅速に行ない、その都度結果を公表する必要がある。

【猪名川部会】

水需要予測に対し、「早急に精査確認」「結果を公表し具体的な水需要抑制施策に資する。」として、水需要の抑制の方向性を鮮明にした点は評価する。公表だけでなく、予測の精度の点検も必要である。現在報告されているのは、ダム関連の水道事業のみであり、今だ不十分である。農業用水についても、その取・排水実態を把握すると共にさらに踏み込んだ水需要の精査が望まれる。

利水者の水需要の精査確認

●進捗状況(京都府の水需要調査)



京都府は水道事業経営懇談会の「第五次提言」時に水需要見直しを行っているが、今回新たに見直しを実施した。その中で人口予測、生活用原単位、都市活動用水などの見直しにより水需要の下方修正を行った。

204, 500m³/日→171, 800m³/日

京都府営水道における水源確保の必要性について

(数値の単位はm³/s)

名称		宇治浄水場	木津浄水場	乙訓浄水場	合計
計画取水量 ①		1.2	0.9	0.86	2.96
水源	確保済み水源②	0.3	0.9	0.86	2.06
	新規開発水源③	天ヶ瀬再開発:0.6 丹生ダム:0.2 大戸川ダム:0.1	—	—	0.9
整備済み浄水場 ④		1.2	0.6	0.58	2.36
確保済み水源と整備済み浄水場の両方が確保されている量 ⑤		0.3	0.6	0.58	1.48 ⑨
平成13年取水実績 ⑥		0.96(暫定水利権有)	0.41	0.35	1.73
取水実績(⑥)に対する施設(⑤)の過不足量 ⑤—⑥:A		△0.66	0.19	0.23	—
現状での応援(木津系→宇治系)を考慮した過不足量 B		△0.47		0.23	—
宇治系・乙訓系連結後の応援(木津系、乙訓系→宇治系)を考慮した過不足量 C		△0.24		—	—
京都府見直し需要 ⑧		2.15		—	—
見直し需要に対する過不足量 D		△0.67(⑨—⑧)		—	—

宇治系と木津系はすでに連結 宇治系と乙訓系は平成21年度連結予定(浄水)

(A) 浄水場間の応援がない場合: 宇治系で0.66m³/s不足

(B) 現状における応援(木津系→宇治系)がある場合: 宇治系で0.47m³/s不足

(C) 宇治系・乙訓系連結後の応援(木津系、乙訓系→宇治系)がある場合: 宇治系で0.24m³/s不足

(D) 京都府見直し需要に対する不足量(木津系、乙訓系→宇治系の応援あり): 全体で0.67m³/s不足

いずれにしても新たな水源整備が必要(なお、別途利水安全度についても考慮する必要がある)

利水者の水需要の精査確認

●進捗状況(川上ダム of 利水について)

①三重県(伊賀水道用水供給事業)の水需要調査

・三重県は当初の計画(平成10年度作成)を平成15年度に見直した。その中で人口予測、生活用原単位、工場用水量などの見直しにより大幅な下方修正を行っている。

三重県による下方修正

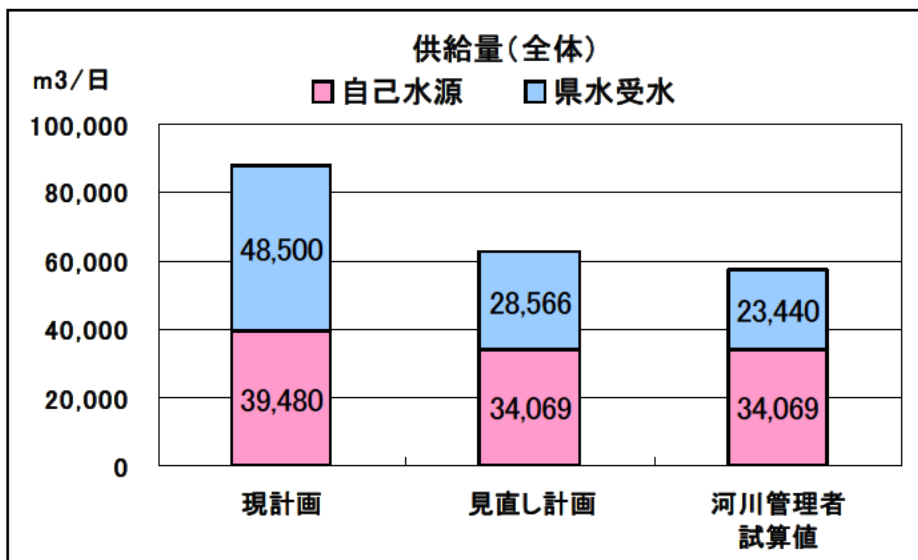
給水量ベース	(取水量ベース)	→	給水量ベース	(取水量ベース)
48,500m ³ /日	(0.600m ³ /s)		28,564m ³ /日	(0.358m ³ /s)

・河川管理者による水需要精査として、利水者の推計をもとに出来るだけ低めに見積もることを念頭に置いて計算した。ただし、これによる値は水道事業に用いる水需要の適正値を示すものではない。

三重県と河川管理者の精査内容

	見直し計画	河川管理者試算及び試算内容
行政区域内人口(人)	96,173	92,975 ・社会増を加算せず国立社会保障人口問題研究所の人口推計を使用した
生活用一人一日使用水量(ℓ/日)	277.6	270.0 ・確実に将来需要が増える要因として水洗化率の向上のみカウント
業務・営業用一日使用水量(m ³ /日)	10,116	8,687 ・現地調査にて確認した社会増のみ加算
工場用一日使用水量(m ³ /日)	9,346	9,346 ・現地調査にて確認した社会増のみ加算
一日平均給水量(m ³ /日)	50,086	46,822
負荷率(%)	79.7	81.4 ・施設規模が過大とならないように、且つ実績も考慮して、市町村全体の加重平均の最低値を使用した
一日最大給水量(m ³ /日)	62,633	57,509

・上記精査内容によって、河川管理者の試算値として次のとおりとなった。



※この水需要に関する試算により、利水者の推計をもとに出来るだけ低めに見積もった結果、23,440m³/日以上の水資源開発が必要であることがわかった。

利水者の水需要の精査確認

進捗状況(川上ダムの利水について)

平成17年8月24日 第45回委員会資料

川上ダムの三重県利水の代替案の可能性について

(1) 自流取水の可能性について

三重県の取水地点上流には利水の為の貯留施設はなく、自流を安定して取水できません。

(2) 青蓮寺ダムの特定灌漑から転用する可能性について

青蓮寺ダムの特定かんがい用水は、農林水産省所管の事業として青蓮寺ダムに参加しているもので、既存の水田と新規畑地かんがいに補給する農業用水です。

当初許可は昭和50年ですが営農実態の変化により事業計画が変更され平成15年に期別の水量変更がされています。農業用水の場合、作付け形態に応じて期間別に最大取水可能量が設定され、また農地への有効雨量も考慮のうえダムからの補給総量を算定の上で取水可能かが判断されているもので、水利権量(期別の毎秒あたりの最大取水量)で常時取水出来る水量が確保されているものではありません。このため、農業用水から通年安定した取水の必要な上水に転用することは単純には出来ません。

水利権量は1.72~0.1m³/sの範囲で、期間毎に異なる値が設定されており、年間の総量として930万m³/年です。これに対して、平成16年の取水実績は年間の総量として920万m³/年であり、余裕は無いと考えます。

(3) 利水者から転用する可能性について

既得利水者から転用を行う場合は、近年の小雨化傾向による水源の供給能力低下を踏まえる必要があります。淀川水系では、現状において、近年1/10規模の湯水に対し、水需要と水供給がバランスした状況となっています。

名張川には室生ダム・青蓮寺ダム・比奈知ダム・高山ダムがありますが、名張川筋や木津川下流部で取水している利水者には、三重県分に転用できる余裕はありません。

高山ダム・青蓮寺ダムには淀川下流部で取水している都市用水が参画しており、個別に見ると余裕のある利水者もありますが、今後とも既得水源を保有する意向と聞いております。

各ダムにおける利水者と取水地点

ダム名	取水地点	利水者名
室生ダム	ダム取水	奈良県
青蓮寺ダム	淀川下流部	阪神水道企業団 大阪府 大阪市 枚方市 守口市 尼崎市
	名長川	名張市
	ダム取水	名張地区特定かんがい用水
比奈知ダム	木津川下流部	京都府 奈良市
	名長川	名張市
高山ダム	淀川下流部	阪神水道企業団 大阪府 大阪市 枚方市 守口市 尼崎市

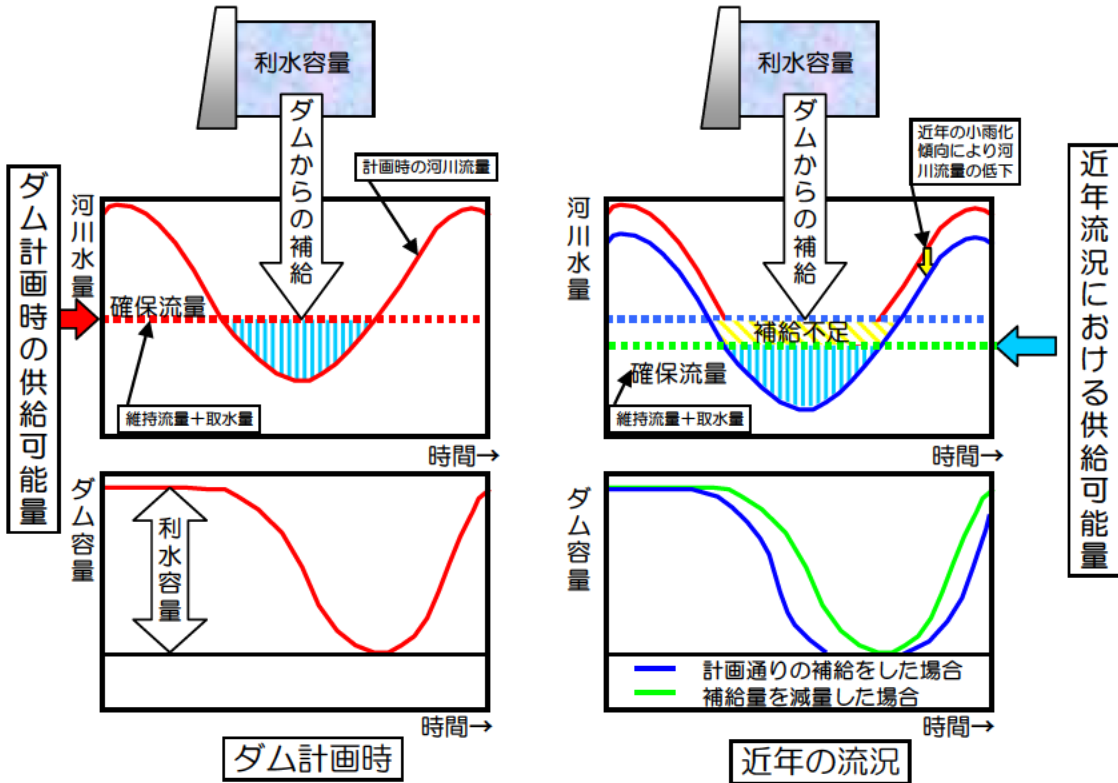
特定かんがい用水以外全て水道

利水者の水需要の精査確認

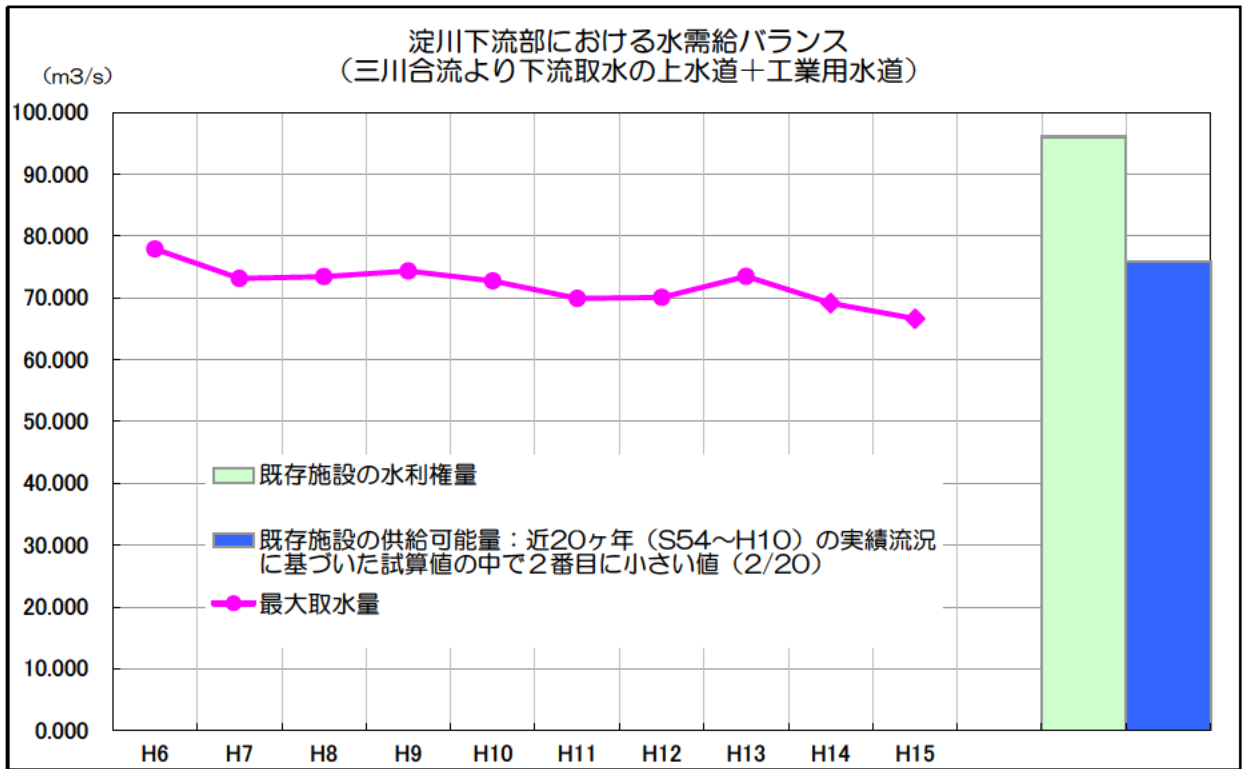
●進捗状況(水需給バランスについて①)

※平成17年10月25日 第3回木津上部会資料

近年の流況における供給可能量の算出(イメージ図)



※平成16年7月25日(日) 第3回ダムWG 資料1-2より抜粋

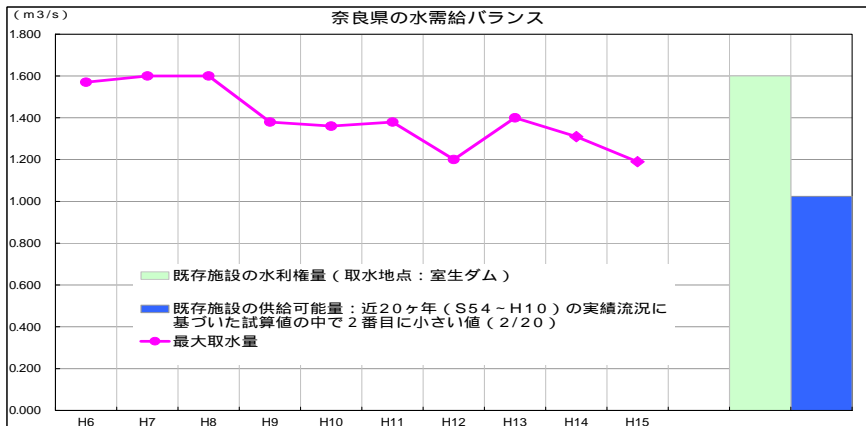
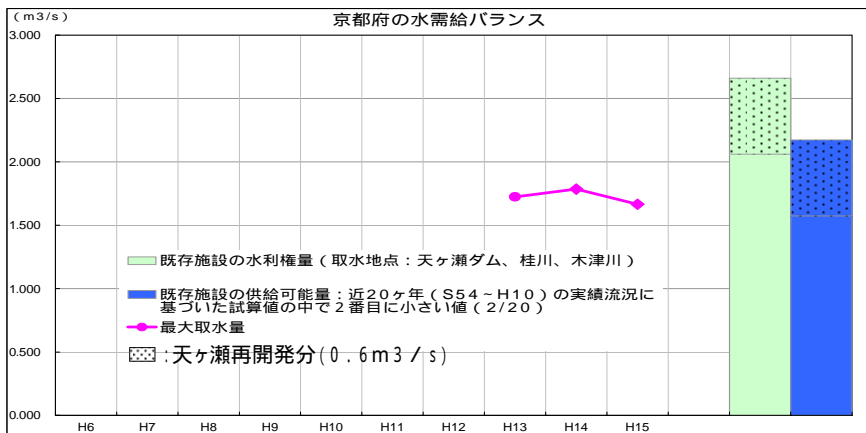
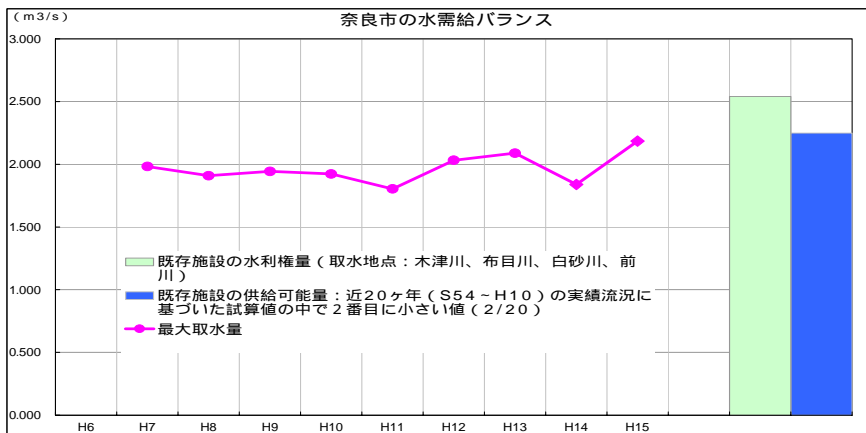
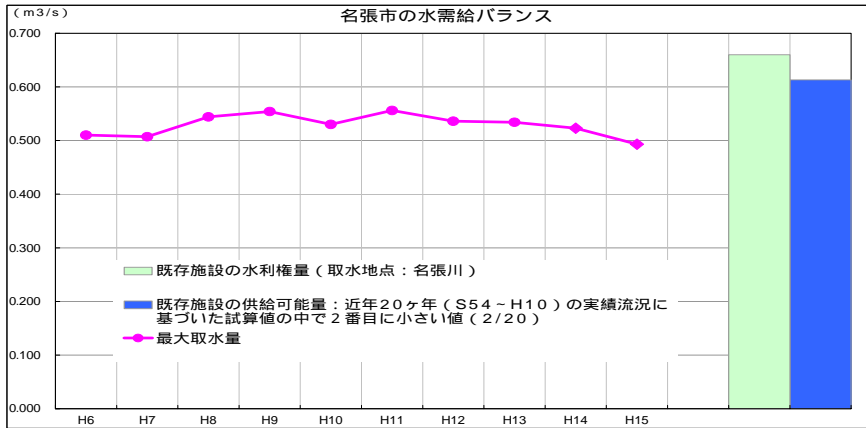


利水者の水需要の精査確認

進捗状況(水需給バランスについて)

平成17年10月25日 第3回木津上部会資料

「木津川下流及び名張川取水している利水者の水需給バランスについて」



利水者の水需要の精査確認

進捗状況(ダム参画についての利水者からの聞き取り状況)

各利水者のダムへの今後の参画については、現時点では確定していませんが、個別にヒアリングを行ったところ、以下の方向であると聞いています。

利水者	現在の計画	現在の状況
大阪府	丹生ダム:2.474m ³ /s 大戸川ダム:0.4m ³ /s	丹生ダム・大戸川ダムへの利水参画について、将来の水需要の見直しを行っており、水需要の下方修正や転用により、撤退する方向です。
阪神水道企業団	丹生ダム:0.556m ³ /s 余野川ダム:1.042m ³ /s	丹生ダム・余野川ダムへの利水参画について、水需要の見直しあるいは利水者間での転用により撤退する方向です。
京都府	丹生ダム:0.2m ³ /s 大戸川ダム:0.1m ³ /s 天ヶ瀬再開発:0.6m ³ /s	天ヶ瀬ダム再開発・丹生ダム・大戸川ダムへの利水参画について、将来の水需要の見直しを行っており、水需要の下方修正により、天ヶ瀬ダム再開発、丹生ダム及び大戸川ダムへの利水参画により確保する予定であった0.9m ³ /sのうち0.6m ³ /sについては継続して参画する方向です。 天ヶ瀬ダム再開発については、利水参画する見込みです。
大津市	大戸川ダム: 0.0116m ³ /s	大戸川ダムへの利水参画について、現在水需要の見直しを行っており、その結果を踏まえて判断する意向です。
三重県	川上ダム:0.6m ³ /s	川上ダムへの利水参画について、将来の水需要の見直し、参画量は減少するものの、川上ダムへの利水参画は継続する方向です。
奈良県	川上ダム:0.3m ³ /s	川上ダムへの利水参画について、将来推計人口の大幅な下方修正を受けて、水需要を見直し、撤退する方向です。
西宮市	川上ダム:0.211m ³ /s	川上ダムへの利水参画について、将来の水需要の見直しは未確定ですが、将来の水需要の見直しあるいは利水者間での転用により、撤退する可能性も含めて検討しています。
箕面市	余野川ダム:0.116m ³ /s	余野川ダムへの利水参画について、給水人口の見直し等を踏まえ、大阪府営水道から給水を受けることにより、撤退する方向です。

利水者の水需要の精査確認

進捗状況(水利権許可状況の公表)

水利権許可状況を平成17年3月末時現在でとりまとめ近畿地方整備局のホームページを通じて公表しました。今後も毎年水利権許可状況のとりまとめを行い、更新していく予定です。

河川名	使用者	名称	目的	水利権(最大) (単位:m ³ /s)	許可期限	府県名	平成15年度及び平成16年度実施の 流水の占用の許可内容
淀川等	阪神水道企業団	阪神水道企業団水道	水道用水	13.818	H20.3.31	大阪府	
淀川	大阪市	大阪市水道	水道用水	30.976	H18.3.31	大阪府	利水者が必要水量を見直し作業中 作業必要期間の更新許可(H17.1.21許可) 【前許可期限H15.6.30、前許可水利権量 30.976m ³ /s】
淀川	大阪府	大阪府水道	水道用水	25.785	H20.3.31	大阪府	
淀川	枚方市	枚方市水道	水道用水	1.505	H24.3.31	大阪府	
淀川	守口市	守口市水道	水道用水	0.722	H24.3.31	大阪府	変更更新許可(H15.7.1許可) 【前許可期限H14.3.31、前許可水利権量 0.722m ³ /s】
淀川等	尼崎市	尼崎市水道	水道用水	0.996	H24.3.31	大阪府	変更更新許可(H15.5.28許可) 【前許可期限H14.3.31、前許可水利権量 0.996m ³ /s】
淀川等	伊丹市	伊丹市水道	水道用水	0.581	H19.3.31	大阪府	
淀川	寝屋川市	寝屋川市水道	水道用水	0.160	H17.3.31	大阪府	更新許可審査中(H17.1.21申請)
淀川等	京都市	京都市水道	水道用水	0.417	H18.3.31	京都府	
安威川	大阪府	大阪府水道	水道用水	0.880	H20.3.31	大阪府	
神崎川及び淀川	西宮市	西宮市水道	水道用水	0.136	H24.3.31	大阪府	
淀川及び神崎川	吹田市	吹田市水道	水道用水	0.350	H23.3.31	大阪府	
桂川	京都府	京都府水道	水道用水	0.860	H18.3.31	京都府	
木津川	京田辺市	京田辺市水道	水道用水	0.0362	H17.3.31	京都府	更新許可審査中(H17.3.1申請)
木津川	井手町	井手町水道	水道用水	0.0133	S40.3.31	京都府	取水停止中 廃止指導中
木津川、布目川、白砂川	奈良市	奈良市水道	水道用水	2.540	H21.3.31	奈良県	
木津川	京都府	京都府水道	水道用水	0.900	H21.3.31	京都府	
淀川	京都府	京都府水道	水道用水	0.300	H31.11.4	京都府	
琵琶湖	京都市	琵琶湖疏水	水道用水	23.650	H18.3.31	滋賀県	
琵琶湖	滋賀県	滋賀県東南部(中部地区)水道	水道用水	0.995	H17.3.31	滋賀県	更新許可審査中(H17.3.22申請)
野洲川	滋賀県	滋賀県東南部(甲賀地区)水道	水道用水	0.416	H16.3.31	滋賀県	更新許可審査中(H16.3.31申請)
琵琶湖	滋賀県	滋賀県南部上水道	水道用水	1.017	H18.3.31	滋賀県	
琵琶湖	大津市	大津市水道	水道用水	2.068	H17.3.31	滋賀県	更新許可審査中(H17.2.28申請)
大戸川	大津市	大津市水道(南部浄水場)	水道用水	0.0116	H17.3.31	滋賀県	更新許可審査中(H17.2.28申請)
琵琶湖	草津市	草津市水道	水道用水	0.781	H23.3.31	滋賀県	
琵琶湖	長浜水道企業団	長浜水道企業団水道	水道用水	0.545	H19.3.31	滋賀県	
琵琶湖	彦根市	彦根市水道	水道用水	0.647	H19.3.31	滋賀県	
琵琶湖	近江八幡市	近江八幡市水道	水道用水	0.0882	H21.3.31	滋賀県	
野洲川	甲賀市	甲賀市水道(旧土山町水道)	水道用水	0.0683	H16.3.31	滋賀県	更新許可審査中(H16.3.31申請) 変更更新申請(H15.10.7許可) 【前許可期限H15.3.31、前許可水利権量 0.0116m ³ /s】
野洲川及び思川	甲賀市	甲賀市水道(旧水口町水道)	水道用水	0.0116	H25.3.31	滋賀県	
琵琶湖	志賀町	志賀町水道	水道用水	0.108	H23.3.31	滋賀県	
琵琶湖	高島市	高島市水道(旧高島町水道)	水道用水	0.064	H23.3.31	滋賀県	
琵琶湖	高島市	高島市水道(旧今津町水道)	水道用水	0.1599	H20.3.31	滋賀県	
丹生川及び琵琶湖	米原町	米原町水道	水道用水	0.111	H18.3.31	滋賀県	
琵琶湖	木之本町	木之本町水道	水道用水	0.046	H24.3.31	滋賀県	H15.7.1許可 取水量の変更による許可(従前は滋賀県許可)
服部川及び木津川	伊賀市	伊賀市水道(旧上野市水道)	水道用水	0.09328	H17.3.31	三重県	更新許可審査中(H17.3.11申請)
名張川	名張市	名張市水道	水道用水	0.660	H20.3.31	三重県	
宇陀川	室生村	室生村水道	水道用水	0.0096	H24.3.31	奈良県	変更更新許可(H17.3.7許可) 【前許可期限H14.3.31、前許可水利権量 0.0096m ³ /s】
宇陀川	水資源開発公社	初瀬水路	水道用水	1.600	H25.3.31	奈良県	変更更新許可(H15.9.8許可) 【前許可期限H15.3.31、前許可水利権量 1.600m ³ /s】
内牧川	橿原町	橿原町水道	水道用水	0.015	H19.3.31	奈良県	
名張川	月ヶ瀬村	月ヶ瀬村水道	水道用水	0.003	H23.3.31	奈良県	
布目川	都陞村	都陞村簡易水道	水道用水	0.0443	H26.3.31	奈良県	H16.9.13許可 直轄区間への取水位置変更による許可(従前は 奈良県許可)
猪名川	豊中市	豊中市水道	水道用水	0.220	H22.3.31	大阪府	
猪名川	伊丹市	伊丹市水道	水道用水	0.230	H19.3.31	大阪府	
猪名川等	池田市	池田市水道	水道用水	0.608	H14.3.31	大阪府	更新許可審査中(H14.3.20申請)
猪名川等	川西市	川西市水道	水道用水	0.290	H24.3.31	兵庫県	変更更新許可(H15.4.10許可) 【前許可期限H14.3.31、前許可水利権量 0.290m ³ /s】
猪名川等	兵庫県	兵庫県水道	水道用水	1.922	H22.3.31	兵庫県	
猪名川等	豊能町	豊能町水道	水道用水	0.097	H14.3.31	大阪府	更新許可審査中(H14.3.20申請)
淀川	宇治市	宇治市水道	水道用水	0.0579	-	京都府	

利水者の水需要の精査確認

工業用水

(平成17年3月末現在)

河川名	使用者	名称	目的	水取量(最大) (単位:m ³ /s)	許可期限	府県名	平成15年及び平成16年度実施の 流水の占用の許可内容
淀川(淀川)	大阪市	大阪市工業用水道	工業用水	3.545	H17.3.31	大阪府	更新許可審査中(H17.2.28申請)
淀川(神崎川)	大阪府	大阪府工業用水道	工業用水	9.728	H17.3.31	大阪府	更新許可審査中(H17.2.23申請)
淀川(等)	伊丹市	伊丹市工業用水道	工業用水	0.487	H24.3.31	大阪府	
淀川(神崎川)	尼崎市	尼崎市工業用水道	工業用水	3.007	H17.3.31	大阪府	更新許可審査中(H17.3.14申請)
淀川	西宮市	西宮市工業用水道	工業用水	0.579	H24.3.31	大阪府	変更更新許可(H15.6.16許可) 【前許可期限H15.3.31、前許可水取量 0.579m ³ /s】
神崎川及び淀川	神戸市	神戸市工業用水道	工業用水	1.323	H24.3.31	大阪府	変更更新許可(H15.5.30許可) 【前許可期限H14.3.31、前許可水取量 1.323m ³ /s】
川内川	大阪府毎日工業用水道企業団	大阪府毎日工業用水道	工業用水	1.860	廃止	大阪府	H15年度廃止処分 H16.3.31処分)
淀川	水資源開発公社	水資源開発公社工業用水道	工業用水	0.273	H22.3.31	大阪府	変更更新許可(H16.11.29許可) 【前許可期限H22.3.31、前許可水取量 0.295m ³ /s】
淀川	飯田繊維工業(株)	飯田繊維工業用水	工業用水	0.040	H19.3.31	大阪府	
淀川	鐘淵化学工業(株)	鐘淵化学工業用水	工業用水	0.222	H21.3.31	大阪府	
淀川及び神崎川	紀州興産(株)	紀州興産工業用水	工業用水	0.250	H23.3.31	大阪府	
淀川	ユニチカ(株)	ユニチカ工業用水	工業用水	1.912	H18.3.31	京都府	
淀川	株朝日焼	朝日焼工業用水	工業用水	0.004	H17.3.31	京都府	更新許可審査中(H17.3.30申請)
川内川	オ-エ-ビ-熱供給(株)	天満橋二丁目地区地域熱供給用水	工業用水	0.338	H25.3.31	大阪府	
川内川及び土佐川	関西エネルギー開発(株)	中之島二丁目地区地域熱供給用水	工業用水	0.426	H20.12.31	大阪府	
神崎川	三島興産(株)	三島興産工業用水	工業用水	0.045	H17.3.31	大阪府	更新許可審査中(H16.11.1申請)
木津川	株中山興産所	中山興産所工業用水	工業用水	5.447	H19.3.31	大阪府	
琵琶湖	滋賀県	彦根工業用水道	工業用水	0.579	H23.3.31	滋賀県	
琵琶湖及び琵琶湖川	滋賀県	滋賀県南信工業用水道	工業用水	0.954	H26.3.31	滋賀県	変更更新許可(H17.2.15許可) 【前許可期限H16.3.31、前許可水取量 0.954m ³ /s】
淀川	三洋電機(株)	三洋電機工業用水	工業用水	0.078	H17.3.31	滋賀県	更新許可審査中 H17.3.18申請)
淀川	三洋電機(株)	三洋電機工業用水	工業用水	0.033	H18.3.31	滋賀県	更新許可審査中(H17.3.18申請)
琵琶湖	カネボウ繊維(株)	カネボウ工業用水及び専用水道	工業用水	0.210	H17.3.31	滋賀県	更新許可審査中 H17.2.14申請)
琵琶湖等	東シ(株)	東シ工業用水及び専用水道(滋賀県豊島)	工業用水	1.667	H22.3.31	滋賀県	
琵琶湖	東シ(株)	東シ工業用水及び専用水道(瀬田工場)	工業用水	0.066	H22.3.31	滋賀県	
琵琶湖	東洋紡績(株)	東洋紡績工業用水及び専用水道	工業用水	0.210	H23.3.31	滋賀県	
琵琶湖	大津紡績(株)	大津紡績工業用水	工業用水	0.266	H18.3.31	滋賀県	
琵琶湖	鐘淵化学工業(株)	鐘淵化学工業工業用水	工業用水	0.070	H23.3.31	滋賀県	
泉川(思川)	積水化学工業(株)	積水化学工業工業用水	工業用水	0.117	H22.3.31	滋賀県	

利水者の水需要の精査確認

発電用水

(平成17年度3月末現在)

河川名	使用者	名称	目的	水利権(最大) (単位:m ³ /s)	許可期限	府県名	平成15年及び平成16年度実施の 流水の占用の許可内容
桂川	関西電力株式会社	新庄発電所	発電用水	11.60	H42.3.31	京都府	変更更新許可(H15.12.10許可) 【前許可期限H12.3.31、前許可水利権量11.60m ³ /s】 変更更新許可(H15.6.2許可) 【前許可期限H13.3.31、前許可水利権量2.74m ³ /s】
桂川	関西電力株式会社	黒田発電所	発電用水	2.74	H23.3.31	京都府	
清菊川	関西電力株式会社	清電発電所	発電用水	0.946	H88.12.31	京都府	
清菊川	関西電力株式会社	梅尾発電所	発電用水	1.67	H20.3.31	京都府	
鴨川、鞍馬川、静原川	関西電力株式会社	洛北発電所	発電用水	1.252	H19.3.31	京都府	
淀川	関西電力株式会社	天ヶ瀬発電所	発電用水	186.14	H31.3.13	京都府	
淀川 寒谷川	関西電力株式会社	富真山発電所	発電用水	248.0	H39.3.31	京都府	
淀川及び志津川	関西電力株式会社	宇治発電所	発電用水	61.22	H23.3.31	滋賀県	
琵琶湖	関西電力株式会社	蹴上発電所	発電用水	16.70	H18.3.31	滋賀県	
琵琶湖	関西電力株式会社	現川発電所	発電用水	13.91	H18.3.31	滋賀県	
琵琶湖	関西電力株式会社	墨染発電所	発電用水	12.71	H18.3.31	滋賀県	
安曇川	関西電力株式会社	荒川発電所	発電用水	11.13	H19.7.31	滋賀県	
安曇川	関西電力株式会社	板生発電所	発電用水	5.57	H19.7.31	滋賀県	
安曇川及びアシビ谷川	関西電力株式会社	中川発電所	発電用水	1.112	H32.6.30	滋賀県	変更更新許可(H15.4.21許可) 【前許可期限H13.5.31、前許可水利権量1.112m ³ /s】
姉川及び起又川	関西電力株式会社	伊吹発電所	発電用水	3.76	H22.3.31	滋賀県	
姉川	関西電力株式会社	小泉発電所	発電用水	4.45	H22.3.31	滋賀県	
高時川	関西電力株式会社	高時川発電所	発電用水	5.56	H26.3.31	滋賀県	変更更新許可(H17.3.1許可) 【前許可期限H16.3.31、前許可水利権量5.56m ³ /s】
東岡川	関西電力株式会社	草野川発電所	発電用水	1.39	H40.3.31	滋賀県	
犬上川	関西電力株式会社	犬上発電所	発電用水	3.2	H46.3.31	滋賀県	変更更新許可(H17.3.1許可) 【前許可期限H16.3.31、前許可水利権量3.2m ³ /s】
愛知川	関西電力株式会社	永源寺発電所	発電用水	13.0	H41.3.31	滋賀県	
愛知川及び八風川	関西電力株式会社	黄和山発電所	発電用水	1.87	H22.3.31	滋賀県	
神崎川	関西電力株式会社	神崎川発電所	発電用水	1.4	H36.3.31	滋賀県	
野洲川	滋賀県 甲賀市	青土ダム管理用発電所	発電用水	2.0	H26.3.31	滋賀県	変更更新許可(H16.9.9許可) 【前許可期限H16.3.31、前許可水利権量2.0m ³ /s】
大戸川	関西電力株式会社	大戸川発電所	発電用水	2.783	H39.3.31	滋賀県	
大戸川・田代川	関西電力株式会社	大鳥居発電所	発電用水	2.78	H24.3.31	滋賀県	変更更新許可(H15.7.25許可) 【前許可期限H14.3.31、前許可水利権量2.78m ³ /s】
木津川	関西電力株式会社	相模発電所	発電用水	27.8	H28.3.31	京都府	
木津川	関西電力株式会社	大可楽発電所	発電用水	18.6	H19.3.31	京都府	
名張川	関西電力株式会社	高山発電所	発電用水	14.0	H39.3.31	京都府	
川上川	中部電力株	阿保発電所	発電用水	0.724	H40.12.31	三重県	
布目川	関西電力株式会社	布目川発電所	発電用水	1.391	H21.3.31	京都府	
室生川及び宇陀川	関西電力株式会社	室生発電所	発電用水	0.557	H27.3.31	奈良県	変更更新許可(H16.10.14許可) 【前許可期限H16.3.31、前許可水利権量0.557m ³ /s】
青蓮寺川	三重県	青蓮寺発電所	発電用水	4.0	H40.3.31	三重県	
名張川	三重県	比奈知発電所	発電用水	3.7	H37.3.31	三重県	
名張川	三重県	比奈知管理用発電	発電用水	0.3	H18.3.31	三重県	

利水者の水需要の精査確認

農業用水(1/3)

(平成17年3月末時現在)

河川名	使用者	名称	目的	水利権(最大) (単位:m ³ /s)	許可期限	府県名	平成15年及び平成16年度実施の 流水の占用の許可内容
桂川	京北町	中地揚水機	農業用水	0.033	H26.3.31		H16.9.9許可 直轄区間編入による許可(従前は京都府許可)
木津川	山城町	千両岩揚水機場	農業用水	0.233	H24.3.31	京都府	慣行水利権の許可水利権化 (H16.2.27許可)
木津川	加茂町	銭司用水	農業用水	0.00402	H25.3.31	京都府	慣行水利権の許可水利権化 (H17.3.22許可)
淀川	枚方市御殿山土地改良区	牧野用水	農業用水(慣行)	0.322		大阪府	
淀川	大阪府	五領揚水機	農業用水(慣行)	2.15		大阪府	
淀川	守口市他6市	木屋揚水機	農業用水(慣行)	7.775		大阪府	
淀川	神安土地改良区	三ヶ牧揚水機場	農業用水(慣行)	4.257		大阪府	
淀川	摂津市	五久樋用水	農業用水(慣行)	0.33		大阪府	
淀川	摂津市	河原樋用水	農業用水(慣行)	0.41		大阪府	
桂川	京都府	一の井堰	農業用水(慣行)	6.92		京都府	
桂川	京都府	新庄頭首工	農業用水(慣行)	1.7		京都府	
桂川	京都府	蓼島統合堰	農業用水(慣行)	3.2		京都府	
桂川	甘町水利組合	甘町井堰	農業用水(慣行)	1.06		京都府	
木津川	城西土地改良区	城西揚水機	農業用水(慣行)	1.07		京都府	
木津川	佐山土地改良区	下津屋揚水樋	農業用水(慣行)	0.400		京都府	
木津川	佐山土地改良区	佐山用水	農業用水(慣行)	0.371		京都府	
木津川	南部土地改良区	春日ノ森樋門	農業用水(慣行)	0.660		京都府	
木津川	城陽市	吉之見樋門	農業用水(慣行)	0.11		京都府	
木津川	多賀土地改良区	上の浜用水	農業用水(慣行)	0.1		京都府	
木津川	法花寺野水利組合	法花寺野用水	農業用水(慣行)	0.03		京都府	
木津川	上津屋自治会	八丁用水	農業用水(慣行)	0.74		京都府	
木津川	八幡町農業用水対策協議会	上奈良樋門	農業用水(慣行)	0.13		京都府	
木津川	八幡市	岩田揚水機	農業用水(慣行)	1.01		京都府	
東高瀬川	洛南土地改良区	下三樋用水	農業用水(慣行)	0.2		京都府	
芥川	高槻市	芝生揚水樋	農業用水(慣行)	0.09		大阪府	
大戸川	小林盛利	上の堂山田用水	農業用水(慣行)	-		滋賀県	
田代川	谷文男	一ノ瀬用水	農業用水(慣行)	-		滋賀県	
名張川	松原水利組合	松原揚水機	農業用水(慣行)	0.4		三重県	
名張川	高岩井堰水利組合	高岩井堰	農業用水(慣行)	0.985		三重県	
名張川	西畑水利組合	西畑揚水機	農業用水(慣行)	0.014		三重県	
青蓮寺川	三ヶ村井堰組合	三ヶ村井堰	農業用水(慣行)	0.7		三重県	
青蓮寺川	上出水工場水利組合	夏見上揚水機	農業用水(慣行)	0.02		三重県	
宇陀川	室生村	ナルミ井堰	農業用水(慣行)	0.03		奈良県	
内牧川	甲寅用水水利組合	キトラ井堰	農業用水(慣行)	0.183		奈良県	
服部川	東高倉用水組合	東高倉揚水機	農業用水(慣行)	0.043		三重県	
宇陀川	釜石揚水組合	釜石揚水機	農業用水(慣行)	0.025		三重県	
前深瀬川	深瀬水利組合	深瀬井堰	農業用水(慣行)	-		三重県	
前深瀬川	奥深瀬水利組合	奥深瀬井堰	農業用水(慣行)	-		三重県	
前深瀬川	宮垣内水利組合	宮垣内井堰	農業用水(慣行)	-		三重県	
前深瀬川	百合口水利組合	百合口井堰	農業用水(慣行)	-		三重県	
前深瀬川	脇ノ谷水利組合	脇ノ谷井堰	農業用水(慣行)	-		三重県	
前深瀬川	上井手水利組合	上井手水路	農業用水(慣行)	-		三重県	
前深瀬川	ことの水利組合	ことの井堰	農業用水(慣行)	-		三重県	
前深瀬川	広代水利組合	広代井堰	農業用水(慣行)	-		三重県	
川上川	壁坂水利組合	壁坂井堰	農業用水(慣行)	-		三重県	
川上川	菅室水利組合	菅室井堰	農業用水(慣行)	-		三重県	
猪名川	池田井堰水利組合	池田井堰	農業用水(慣行)	0.33		大阪府	
猪名川	高村奈良七	大倉池	農業用水(慣行)	0.318		大阪府	
一庫大路次川	磯辺農治	一庫井堰	農業用水(慣行)	0.266		兵庫県	
一庫大路次川	木下喜八	東畦野井堰	農業用水(慣行)	0.2259		兵庫県	
淀川	巨椋池土地改良区	葎島揚水機	農業用水	0.57	H20.3.31	京都府	
淀川	京都府	巨椋用水	農業用水	2.55	H18.3.31	京都府	利水者が必要水量を見直し作業中 作業必要期間の更新許可(H16.6.21許可) 【前許可期限H14.3.31、前許可水利権量2.55m ³ /s】
淀川	五ヶ庄南部かんがい組合	五ヶ庄南部かんがい組合用水	農業用水	0.041	H22.3.31	京都府	
淀川	小倉用水利用組合	小倉用水	農業用水	0.22	H21.3.31	京都府	
淀川	京都府	京都府立茶業研究所試験ほ場用水	農業用水	0.0016	H19.3.31	京都府	
木津川	多賀土地改良区	野上用水	農業用水	0.105	H19.3.31	京都府	利水者が必要水量を見直し作業中 作業必要期間の更新許可(H17.2.22許可) 【前許可期限S61.3.31、前許可水利権量0.105m ³ /s】
木津川	京田辺市	飯岡揚水機	農業用水	0.18	H26.3.31	京都府	変更更新許可(H16.8.24許可) 【前許可期限H16.3.31、前許可水利権量0.18m ³ /s】
木津川	京都府	川西用水	農業用水	1.02	H17.3.31	京都府	更新許可協議中
木津川	木津土地改良区	木津用水	農業用水	0.4	H21.3.31	京都府	
木津川	八幡市	川口用水	農業用水	0.60	H19.3.31	京都府	
木津川	井手町	井手用水	農業用水	0.086	S40.3.31	京都府	取水停止中 廃止指導中
木津川	東家行組合	東鐘証割用水	農業用水	0.183	H21.3.31	京都府	
木津川	京田辺市	三野用水	農業用水	0.61	H21.3.31	京都府	

利水者の水需要の精査確認

農業用水(2/3)

(平成17年3月末時現在)

河川	河川名	利用種別	事業名	事業種別	事業内容	事業規模	事業年度	事業主体	備考
桂川	洛西土地改良区		久我頭首工	農業用水		1.149	H21.3.31	京都府	利水者が必要水量を見直し作業中 作業必要期間の更新許可(H16.6.8許可) 【前許可期限H16.3.31、前許可水利権量4.840m ³ /s】
桂川	京都府		上桂川統合堰	農業用水		4.840	H21.3.31	京都府	
桂川	関西電力株式会社		熊原用水	農業用水		1.70	H17.3.31	京都府	更新許可審査中(H17.2.28申請)
桂川	日吉町		大向揚水機	農業用水		1.70	H17.3.31	京都府	更新許可審査中(H17.2.28申請)
桂川	日吉町	使用者	下宇津揚水機	農業用水		0.023	H17.3.31	京都府	更新許可審査中(H17.2.28申請)
桂川	河川名	利用種別	事業名	事業種別	事業内容	事業規模	事業年度	事業主体	備考
淀川	千丈寺川	レーク大津農業協同組合	赤尾揚水機	農業用水		0.023	H20.3.31	滋賀県	
淀川	レーク大津農業協同組合		寺辺揚水機	農業用水		0.02	H20.3.31	滋賀県	
淀川	野畑土地改良区		野畑揚水機	農業用水		0.028	H17.3.31	滋賀県	更新許可審査中(H17.3.15申請)
琵琶湖等	滋賀県		マ/地区県営かんがい排水事業	農業用水		0.677	H23.3.31	滋賀県	
琵琶湖等	滋賀県		県営かんがい排水事業新旭地区	農業用水		1.729	H23.3.31	滋賀県	
琵琶湖等	滋賀県		県営かんがい排水事業長浜南部地区	農業用水		2.682	H23.3.31	滋賀県	
琵琶湖余呉湖	農林水産省		国営新湖北農業水利事業	農業用水		27.396	H22.3.31	滋賀県	
琵琶湖等	滋賀県		県営かんがい排水事業湖北地区	農業用水		2.592	H22.3.31	滋賀県	
琵琶湖等	滋賀県		県営かんがい排水事業雲西地区	農業用水		6.177	H23.3.31	滋賀県	
琵琶湖等	滋賀県		県営かんがい排水事業彦根中部地区	農業用水		3.705	H23.3.31	滋賀県	
琵琶湖等	滋賀県		県営かんがい排水事業守山南部地区	農業用水		1.842	H23.3.31	滋賀県	
琵琶湖	八丁土拓土地改良区		八丁地区かんがい用水	農業用水		2.378	H13.3.31	滋賀県	更新許可審査中(H15.5.30申請)
琵琶湖等	滋賀県		県営かんがい排水事業天の川地区	農業用水		5.922	H13.3.31	滋賀県	更新許可審査中(H15.5.30申請)
琵琶湖等	農林水産省		国営大中の湖土地改良事業	農業用水		6.365	H21.3.31	滋賀県	
琵琶湖等	滋賀県		県営ほ場整備事業向山地区	農業用水		3.299	H21.3.31	滋賀県	
琵琶湖等	滋賀県		草津用水	農業用水		4.042	H23.3.31	滋賀県	
琵琶湖等	滋賀県		県営かんがい排水事業鴨川地区	農業用水		4.140	H23.3.31	滋賀県	
琵琶湖	滋賀県		県営かんがい排水事業姉川左岸地区	農業用水		4.496	H23.3.31	滋賀県	
安曇川等	滋賀県		県営安曇川沿岸地区	農業用水		6.215	H23.3.31	滋賀県	変更更新許可(H17.3.1許可) 【前許可期限H13.3.31、前許可水利権量6.567m ³ /s】
愛知川	農林水産省		永源寺ダム	農業用水		15.100	H17.3.31	滋賀県	更新許可協議中
愛知川	滋賀県		愛知川頭首工	農業用水		3.065	H17.3.31	滋賀県	更新許可協議中
大同川等	滋賀県		県営土地改良総合整備事業栗見新田地区	農業用水		1.294	H23.3.31	滋賀県	
大同川等	滋賀県		県営かんがい排水事業能登川地区	農業用水		2.235	H23.3.31	滋賀県	
日野川等	農林水産省		国営日野川土地改良事業	農業用水		11.583	H17.3.31	滋賀県	更新許可審査中(H17.3.30申請)
日野川等	滋賀県		県営かんがい排水事業日野川地区	農業用水		2.049	H17.3.31	滋賀県	更新許可協議中 変更更新許可(H16.6.30許可) 【前許可期限H16.9.30、前許可水利権量13.671m ³ /s】
野洲川等	農林水産省		国営野洲川沿岸土地改良事業	農業用水		12.914	H26.3.31	滋賀県	
長命寺川等	滋賀県		県営かんがい排水事業安土地区	農業用水		5.038	H23.3.31	滋賀県	
野洲川等	滋賀県		県営野洲川地区土地改良事業	農業用水		4.040	H26.3.31	滋賀県	変更更新許可(H16.6.30許可) 【前許可期限H16.9.30、前許可水利権量4.277m ³ /s】
琵琶湖等	滋賀県		県営かんがい排水事業野洲川地区	農業用水		7.315	H26.3.31	滋賀県	変更更新許可(H16.6.30許可) 【前許可期限H16.9.30、前許可水利権量7.315m ³ /s】
野洲川	播磨田町自治会		播磨田用水樋門	農業用水		0.134	H18.3.31	滋賀県	
犬上川	滋賀県		県営かんがい排水事業犬上地区	農業用水		4.050	H24.12.31	滋賀県	
木津川	鳥ヶ原村		谷尻揚水機	農業用水		0.0106	H19.3.31	三重県	
木津川	木興農事実行組合		木興揚水機	農業用水		0.2264	H20.3.31	三重県	
木津川	長田井堰水利組合		長田揚水機	農業用水		0.236	H22.3.31	三重県	
服部川	三重県		上野頭首工	農業用水		2.291	H17.3.31	三重県	更新許可協議中 変更更新許可(H15.12.12許可) 【前許可期限H15.3.31、前許可水利権量2.3m ³ /s】
宇陀川	宇陀川用水土地改良区		宇陀川用水	農業用水		2.3	H25.3.31	三重県	変更更新許可(H15.5.13許可) 【前許可期限H18.3.31、前許可水利権量1.86m ³ /s】
青蓮寺川	農林水産省		青蓮寺用水	農業用水		1.720	H25.3.31	三重県	変更更新許可(H16.4.27許可) 【前許可期限H16.3.31、前許可水利権量1.280m ³ /s】
遅瀬川	農林水産省		国営大和高原北部土地改良事業	農業用水		0.707	H26.3.31	奈良県	
名張川	小島滝井堰水利組合		小島滝井堰用水	農業用水		0.005	H21.3.31	三重県	
名張川	大井出井堰水利組合		大井出用水	農業用水		0.165	H21.3.31	三重県	
猪名川	猪名川土地改良区連合		三ヶ井用水	農業用水		0.195	H18.3.31	大阪府	利水者が必要水量を見直し作業中 作業必要期間の更新許可(H16.2.20許可) 【前許可期限H16.3.31、前許可水利権量0.195m ³ /s】
猪名川	川西市		久代用水	農業用水		0.039	H18.3.31	兵庫県	利水者が必要水量を見直し作業中 作業必要期間の更新許可(H16.7.7許可) 【前許可期限H15.3.31、前許可水利権量0.039m ³ /s】
猪名川	川西市		加茂井堰	農業用水		0.195	H18.3.31	兵庫県	変更更新許可(H17.3.11許可) 【前許可期限H16.3.31、前許可水利権量0.195m ³ /s】
猪名川	利権富水利組合		利権富用水	農業用水		0.083	H18.3.31	大阪府	利水者が必要水量を見直し作業中 作業必要期間の更新許可(H16.4.12許可) 【前許可期限H16.3.31、前許可水利権量0.083m ³ /s】

利水者の水需要の精査確認

農業用水(3/3)

(平成17年3月末時現在)

河川名	使用者	名称	目的	水利権(最大) (単位:m3/s)	許可期限	府県名	平成15年及び平成16年度実施の 流水の占用の許可内容
猪名川	三平井水利組合	三平井用水	農業用水	0.031	H18.3.31	大阪府	利水者が必要水量を見直し作業中 作業必要期間の更新許可(H16.4.19許 可) 【前許可期限H16.3.31、前許可水利権 量0.031m3/s】
藻川	大井水利組合	大井用水	農業用水	0.054	H18.3.31	兵庫県	利水者が必要水量を見直し作業中 作業必要期間の更新許可(H16.4.12許 可) 【前許可期限H15.3.31、前許可水利権 量0.054m3/s】
藻川	中食満水利組合	中食満用水	農業用水	0.037	H18.3.31	兵庫県	利水者が必要水量を見直し作業中 作業必要期間の更新許可(H16.4.12許 可) 【前許可期限H16.3.31、前許可水利権 量0.037m3/s】
藻川	上食満水利組合	上食満用水	農業用水	0.030	H18.9.30	兵庫県	
猪名川	高木井堰水利組合	高木用水	農業用水	0.046	H18.3.31	兵庫県	利水者が必要水量を見直し作業中 作業必要期間の更新許可(H16.7.7許 可) 【前許可期限H16.3.31、前許可水利権 量0.046m3/s】

その他用水

(平成17年3月末時現在)

河川名	使用者	名称	目的	水利権(最大) (単位:m3/s)	許可期限	府県名	平成15年及び平成16年度実施の 流水の占用の許可内容
淀川	近畿地方建設局	淀川河川公園雑用水	その他用水	0.007	H18.3.31	大阪府	
淀川	近畿地方建設局	淀川河川公園雑用水	その他用水	0.01	H18.3.31	大阪府	
淀川	近畿地方建設局	淀川河川公園雑用水	その他用水	0.0083	H18.3.31	大阪府	
淀川	近畿地方建設局	淀川河川公園雑用水	その他用水	0.102	H20.3.31	大阪府	
淀川	株ニュージエック	ニュージエック雑用水	その他用水	0.05	H19.3.31	京都府	
桂川	京北町	京北町溪流公園用水	その他用水	0.014	H18.3.31	京都府	
桂川	京都府	嵐山東公園雑用水	その他用水	0.026	H17.11.30	京都府	
淀川	近江観光株	瀬田ゴルフ場雑用水	その他用水	0.034	H20.3.31	滋賀県	
淀川	有臨湖庵	臨湖庵雑用水	その他用水	0.01	H17.3.31	滋賀県	更新申請指導中
淀川	滋賀県	水産センター養魚用水	その他用水	0.2	H18.3.31	滋賀県	
淀川	有臨伊商店	養魚用水	その他用水	0.04	H23.3.31	滋賀県	
木津川	岩田秀雄	温泉	その他用水	8.3m3/日	H20.3.31	京都府	
名張川	伊賀南宮環境衛生組合	し尿処理水	その他用水	0.00625	H17.3.31	三重県	更新申請指導中
名張川	名張市	雑用水	その他用水	0.0065	H19.3.31	三重県	
名張川	波多野農業協同組合	養魚用水	その他用水	0.050	H20.3.31	奈良県	

淀川水系水利権数(直轄処分)

水利権許可状況により平成17年3月末時現在の水利件数を更新。
平成16年度には慣行水利の内、1件の許可水利化を実施しました。

[基礎案]

- ・水道用水 48件
- ・工業用水 28件
- ・発電用水 34件
- ・農業用水 116件(内:慣行 48件)
- ・その他用水 15件

[平成17年3月末現在]

- ・水道用水 49件
- ・工業用水 27件
- ・発電用水 34件
- ・農業用水 117件(内:慣行 47件)
- ・その他用水 15件

水利権の見直しと用途間転用

●具体的な整備内容

水需要の精査確認を踏まえ、水利用の合理化に向けた取組を行う。

1) 利水者間の用途間転用を行うにあたっては、少雨化傾向等による現状の利水安全度評価や河川環境を踏まえて行われるよう関係機関と調整する。

○大阪府営工業用水道

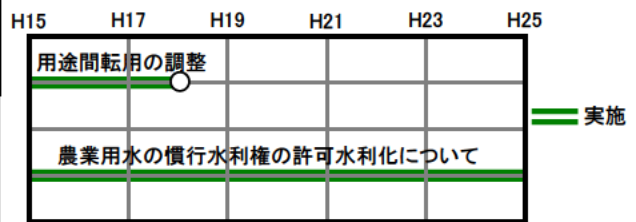
○尼崎市営工業用水道

2) 農業用水の慣行水利権について、水利用実態把握に努めるとともに、許可水利化を促進する。なお、農業用水の水利権見直しにあたっては、地域の水環境に関する要望や農業用排水路施設と河川との連続性確保に配慮する。

●事業の数量・諸元等

●事業費

●スケジュール



●整備効果

- ・用途間転用を行うことは、既存の水源施設の有効利用になり、河川への還元が発生した場合には、河川環境の維持、保全に寄与される。
- ・用途間転用を行うことは、新規ダム(利水)の建設抑制の可能性がある。
- ・各利水者が利水安全度を評価した利水容量を利水者の判断で確保されれば、近年の少雨の頻発等降雨特性の変化により渇水が頻発しているにも関わらず、安定的な供給が可能となる。
- ・農業用水の慣行水利権について、利水者の協力により実態把握を進めることにより実態がわかれば、ダム等の効率的な運用に繋げることが可能となる。

●提案理由(代替案含む)

・安定的な水供給の確保は各利水者の責務であるが、各利水者の安全度にアンバランスが生じていることから、現状(近20年間の降雨で評価)の利水安全度の評価を行い各利水者に提示する。

・上記については、近年の少雨化傾向により渇水が頻発しており、室生ダム、日吉ダム、一庫ダムでは頻繁に渇水調整を実施せざるを得ない状況となっていること。また、琵琶湖においても平成5年以降の10年間で、-90cm以下となる水位低下が3回発生していること。さらに、地球規模の気候変動による降雨量の変動の増大は、今後渇水の危険性を高める恐れがあることなどから提案するものである。

・農業用水の慣行水利権においては、かんがい面積の減少、機械化等の高度化による営農形態の変化、用排水の分離等による水利用の実態が変化していることが想定されるので実態把握を行う。

水利権の見直しと用途間転用

委員会等からの意見

【琵琶湖部会】

「進捗状況詳細報告」に記載されているものは、2つの「工業用水道」機関と調整したこと、今後「渇水対策会議のあり方に関する意見交換会」を、地域別などに各1回行うとの予定だけであって、これでは進捗状況を報告したことにはならない。少なくとも、すでに行ったものについては、何が語られ、何が一致し、何が不一致だったのかが明らかになっていなければならない。またそもそも、この点についての「河川管理者」側の意見が、「検討」に基づいて素案として提示されていなければならない。その点、この項目に関しても、極めて遺憾であると述べざるを得ない。

【淀川部会】

利水に関する具体的な整備内容として、「利水者間の用途転用や農業用水の水利権見直し」を実施することは、重要な課題であり、各利水者の水需要についての厳格な精査確認の下で、関係機関との調整を実施する必要があるが、「利水安全度の確保」という曖昧な名目のもとに、安易に新たな水需要を容認するものであってはならない。「利水安全度」の概念や具体的内容については、だれもが納得できる明確なものとして公表し、安全度の評価については学識経験者や住民の意見を聴取するしくみを設けることが「水需要管理」の主旨に適うと考える。

「水利権の見直しと用途間転用」という整備内容は、新しい利水の理念としての「水需要の管理」の考え方の下で、「水需要の抑制」という目的に資することとして検討、実施することが必要なのである。言うまでもなく、生物の生息・生育環境の保全、潤い豊かな自然環境の創出といった観点も含めて、地域の水循環にも配慮して、従来の行政の枠組みを超えて流域全体の水需要の管理を目指すべきである。

「農業用排水路施設と河川との連携性確保に配慮する。」とした点は評価する。併せて委員会が基礎原案に述べた意見を再度検討・反映して事業を実施する必要がある。

【猪名川部会】

意見書を踏まえ、「農業用排水路施設と河川との連続性確保に配慮する。」とした点を評価する。用排水路における生態系保全と多面的機能を維持するために非かんがい期の流水の確保にも留意する必要がある。用途間転用については今後「渇水対策会議」による調整が進むことが期待されるが、工業用水道の用途間転用だけでは不十分である。農業用水の水需要を精査して許可水利化を進めるとともに、地域の水循環にも配慮しつつ水融通を進め、流域全体の水需要の管理を目指すべきである。

進捗状況

水需要の精査確認を踏まえ、水利用の合理化に向けた取組を行っていく。

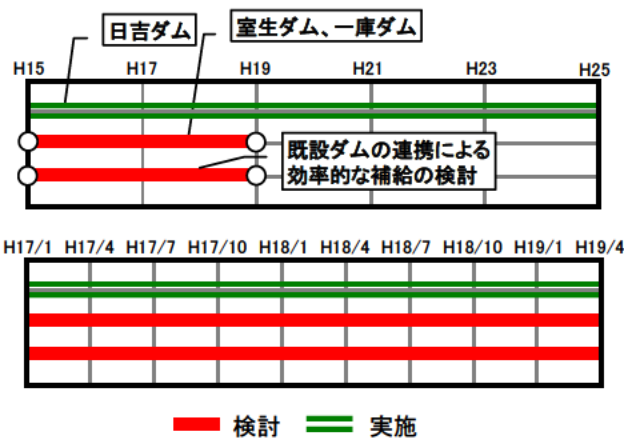
既設水源開発施設の再編と運用の見直し

●具体的な整備内容

既設ダム等の効率的な運用操作、さらには、連携による効率的な補給を検討する。

●事業費

●スケジュール



●事業の数量・諸元等

●整備効果

既設ダムにおける限られた利水容量を最大限に活用し、貯水量の低下を緩和する。

●提案理由(代替案含む)

近年の小雨化傾向や局地的豪雨などにより、既設ダムの利水安全度は計画時より減少している。既存水資源開発施設の再編と運用の見直しを行い、水資源の有効活用を図るものとする。

●進捗状況

室生ダム、一庫ダムの効率的運用の可能性について引き続き検討していくものとする。

●委員会等からの意見

特になし。

渇水対策会議の改正を調整

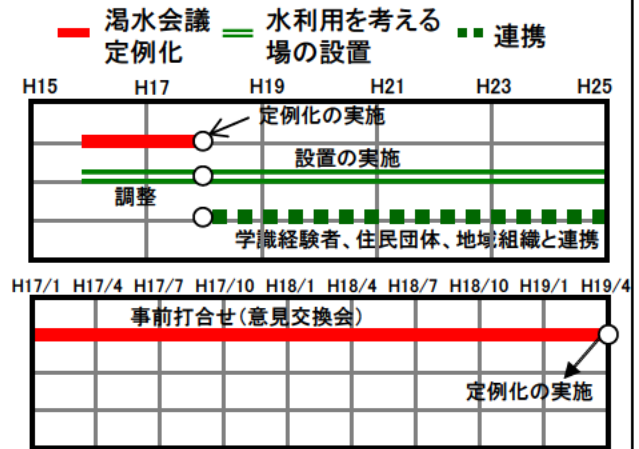
●具体的な整備内容

従来、渇水時のみ取水制限等の渇水調整を行うための渇水対策会議を開催してきたが、さらに平常時から常に水利用実態を把握し効率的な利水運用を図るとともに、水需要抑制策も含め、総合的に検討するための組織への改正を調整する。利水者、自治体、関係省庁(厚生労働省、農林水産省、経済産業省)、河川管理者の連携のもとに、渇水対策の他、平常時からの水利用に関する情報交換・水需要抑制について協議する。節水については住民の実践が不可欠であり、住民活動、水需要抑制の実践者などの有識者の参加を得て、具体的行動を提起できるような組織とする。

●事業の数量・諸元等

●事業費

●スケジュール



●整備効果

- ・再利用や雨水利用を含めた具体的な水需要抑制対策が提案され、利水者、自治体等関係機関、住民と連携し、実践することにより河川からの取水量が抑制される。その結果、河川に残された水量により河川環境の維持、保全に寄与される可能性がある。
- ・近年の少雨化傾向に伴う利水安全度の低下に対して、渇水時の被害を最小限に抑える対策が提案され、取水調整が円滑に進められる。

●提案理由(代替案含む)

- ・再利用や雨水利用を含めた具体的方策により、水需要の抑制が図られるよう、利水者、自治体等関係機関、住民と連携する必要がある。
- ・近年の少雨化傾向に伴う利水安全度の低下を踏まえ、渇水時の被害を最小限に抑える対策として、平常時の情報交換などによる取水調整の円滑化を含め種々の施策を講ずる必要があるため。
- ・渇水調整において、現状では実績取水量に応じた取水制限を実施しているが、各利水者間の安定供給確保への努力や日頃からの節水に対する努力に応じた取水制限の考え方を検討し、利水者の意向を確認しつつ渇水調整方法の見直しの提案を行う。

●委員会等からの意見

【琵琶湖部会】

淀川部会への「進捗状況詳細報告」に記載されているものは、「関係機関と今後の渇水対策会議のあり方に関する意見交換会」を開いたこと、「節水PR」を行っていることだけであって、これでは進捗状況を報告したことにはならない。少なくとも、すでに行ったものについては、何が語られ、何が一致し、何が不一致だったのかが明らかになっていなければならない。またそもそも、この点についての「河川管理者」側の意見が、「検討」に基づいて素案として提示されていなければならない。その点、この項目に関しても、極めて遺憾であると述べざるを得ない。

【淀川部会】

利水に関する具体的な整備内容として、「渇水対策会議」を、「平常時から常に水利用実態を把握し効率的な利水運用を図るとともに、水需要抑制策も含め、総合的に検討するための組織への改正を調整し、かつ、住民の実践的行動を提起できる組織」とすることは、きわめて要をえたことで、その推進が期待されることである。

しかし、重要なことは、渇水対策会議を、真に水需要抑制を実現させる組織に再編成するためには、会議が関係機関による単なる意見交換の場に終わり、また、関係機関・地域住民に対するPR等の掛け声を行うに止まるものであってはならず、住民組織や学識経験者などの参加により具体的に水需要抑制に結びつく効果的な事業・活動を実行しうる権限を有する組織に変える必要がある。

【猪名川部会】

水需要抑制に基づく節水のPRについては、一時的なキャンペーンに終わらせず、一定の目標を持ち将来達成出来る取り組みとして行うことが必要である。すでに取り組んでいる自治体、NPOと連携して推進することが求められる。河川レンジャーの活動としても流域住民の節水が進む普及活動などの取り組みを推進する。

湧水対策会議の改正を調整**進捗状況(取り組み状況)****(1)関係機関と今後の湧水対策会議のあり方に関する意見交換会**

淀川水系全体	平成16年3月29日
猪名川関係	平成16年5月19日
室生ダム関係	平成16年5月28日
木津川関係	平成16年6月15日
琵琶湖・淀川関係	平成16年7月21日

(2)水需要抑制の取組)

【H16年度】

- ・ポスター、パンフレットの関係機関への配布と河川愛護月間行事への活用。
(H16年7月～)
- ・京阪電鉄での車内、駅貼り広告を実施。阪急電鉄での車内広告を実施。
(H16年7月～8月)
- ・テレビ(KBS京都、サンテレビ)での節水CMの実施。(H16年7月～8月)
- ・ラジオ(ラジオ大阪)「きんき1週間」で節水のPR。(H16年6月16日(水))
- ・近畿ゆめ通信(メールマガジン)により、各市町村等へ配信(H16年6月)
- ・「水の使い方を考えるシンポジウム」の実施(H16年8月29日(日))
- ・新聞への広告(毎日新聞 H16年9月19日(日))
- ・ラジオ、テレビによる琵琶湖淀川の環境問題を考えるキャンペーン
(H16年9月～10月)

KBS京都とラジオ大阪によるラジオ同時生放送

「みんなの節水宣言」キャラバン

KBS京都テレビ「LIVE5」内 琵琶湖環境シリーズ

ホームページの開設

節水を呼びかけるラジオCM(KBS京都、ラジオ大阪)

渇水対策会議の改正を調整**(2)水需要抑制の取組)**

【H17年度】

- ・ポスター、パンフレットの関係機関への配布と河川愛護月間行事への活用。
(H17年7月～)
- ・テレビ(KBS京都)での節水CM(H17年7月11日(月)～9月11日(日))
- ・ラジオ(KBS京都)での節水CM(H17年7月11日(月)～9月11日(日))
- ・新聞への広告(読売新聞 H17年7月22日(金)～9月21日(水))
- ・断水生活体験(社会実験)の実施(H17年9月2日(金)～9月15日(木))
- ・ラジオ、テレビによるキャンペーン
 - ラジオドラマコーナー「家族の断水奮闘記」
(KBS京都H17年10月3日(月)～10月10日(月))
 - ラジオ大阪H17年10月17日(月)～10月21日(金))
 - テレビ特別番組「断水～その時あなたは!？」
(KBS京都H17年10月15日(土)、サンテレビH17年10月30日(日))
 - 内容:参加したモニターの断水体験の生活状況の取材報告
- ・ホームページの開設
- ・ウォークラリーイベント「私たちの水のふるさとめぐり」(H17年10月30日)